

工事成績採点の考査項目別運用表（建築等）

基本事項

- 1 本運用表の適用は、建築等工事の新営、増築、改修、修繕の一般的な工事とし、点検保守などについては対象としないものとする。
- 2 別記様式第1「工事成績採点表」（建築等）のa～e評価を行うために使用するものとする。
- 3 原則として記載された各評価項目を使用することとするが、各機関の工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
- 4 各評価項目の文面は、各機関の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。
- 5 本運用表の各評価対象項目に「レ点」を付すことができるのは、当該評価対象項目に関して、受注者が自主的に実地している場合とし、監督員の指導や助言を過度に必要とした場合は、「レ点」を付さないものとする。